

平成29年第2回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 平成29年8月24日（木） 13：30開会
- 出席者 12名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条第5項）
- 市長挨拶
- 委員紹介
- 事務局職員自己紹介

協議事項（1）会長及び職務代行者の選任について

- ・会長選任前につき、市長が仮議長となる。

市長

・会長・職務代行者の選任を協議し、各委員の合意により、事務局案（会長 岩井委員，職務代行者 福田一夫委員）のとおり決定。（国民健康保険法施行令 第5条）

委員

・会長挨拶
 ・議長は「岩井浩一会長」が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条4項）
 ・議事録署名人は、議長により、大島委員，鈴木委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）

報告事項（1）平成28年度土浦市国民健康保険特別会計決算見込みについて

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑

委員

・資料2の歳入の11款諸収入について、平成28年度はずいぶんと収納がよかった感じがするが何か取り組みがあったのか。

（事務局）

・交通事故関係の第三者納金について平成28年度は前年より多く入ってきた影響と思われる。

委員

・延滞金についても収入が増となっているが、何かノウハウがあるのか。

（事務局）

・徴収担当は納税課で専門に他の税目と一緒に収納業務を行っている。全体的にみても低く、納税課でも焦げ付かないうちに対応したいとのことで、コールセンター等で収納を呼びかけている。その中でも国保税については徴収率が低いというのが現状だが、平成27年度と平成28年度を比較して1ポイント上がっている。

その他 国民健康保険制度改革

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑

委員

(事務局)

- ・ 県から示された納付金額を納めなければならないと思うが、収納率が上がり集まらなかった時は一般会計からの繰入をするのか。
- ・ 一般会計から繰り入れないのが原則である。県は標準的な徴収率を用いて納付金を算出する。県内は92～93%の徴収率だが、土浦市は44市町村の中でも低い状況で、87%くらいであり、ここで差額がでる。その差額を全部税率に転化するのか、ある程度一般会計の繰入にするのか国保運営協議会で意見をいただきながら最終的な税率を決定していきたい。

委員

(事務局)

- ・ 一般会計から繰り入れる金額はこの委員会で決めるのか。議会で決めるのか。
- ・ 納付金がどの程度になるか11月にならないと分からないが、いくつかシュミレーションをして、税率改正の部分と一般会計からの繰入の部分の総額がつりあうように決めていきたい。最終的に国保運営協議会の意見を基に税率を検討し、予算を組んでいき、議会の承認をもらうようになる。税収だけでおさまれば一番いいが、なかなか難しいため、ある程度一般会計からの繰入も求められてくると思う。県からの納付金がどの程度になるか睨みながらなので、現時点ではお答えできない部分である。

委員

(事務局)

- ・ 11月に示されてくる納付金は土浦市の医療費が基本になってくるのか。
- ・ シュミレーションで出されてくる、土浦市での医療費の水準、所得の水準、標準的な収納率を全部ひっくるめて決めていく。自治体によっては医者にあまりかからなかったりと医療費水準が低いと、その分低くなってくる。算定方法がそういった仕組みになっている。土浦市は医療費水準が高いため、これが付加されてくると思われる。

委員

(事務局)

- ・ 県内統一の保険料水準で算定したシュミレーションでいくと土浦市ではどのような見込みだったか。
- ・ それぞれの3つの算定パターンでの算定方法について、前回資料で示した経緯があるが、第1回目試算と第2回目試算を経て、県の激変緩和措置の数字が変わったところもあり、結果的に基本的な算定方法と県内統一の算定方法とで、土浦市では納める金額が同じになってしまった。当初は県内統一の算定方法の方が安か

ったが、最終的に土浦市ではいずれの場合も変わらなかった。税収と一般会計からの繰入でおさまる程度だったが、あくまでシュミレーションしたのは平成27年度当時の実績値を基にしており、平成28年度、平成29年度で行った場合は数字が変動してくる可能性がある。

その他

- 事務局説明：土浦市国民健康保険運営協議会の開催予定（平成29年11月以降数回）を説明 14：30 終了